

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十六号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部  
を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐  
賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一級の項中

伊万里市	伊万里市立滝野中学校
武雄市	武雄市立西川登小学校矢筈分校

を

伊万里市	伊万里市立滝野中学校
------	------------

に改め、同表の四

級の項中

唐津市	唐津市立向島小学校
唐津市	唐津市立向島中学校

を

唐津市	唐津市立入野小学校向島分校
-----	---------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県公立学校  
職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の規定は、平成二十二年四月一日か  
ら適用する。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前			
別表第一（第十条関係） へき地学校及びその級別				別表第一（第十条関係） へき地学校及びその級別			
四級	略	一級	級別	四級	略	一級	級別
略	唐津市	略	所在地	略	唐津市	略	所在地
略	唐津市立入野小学校向島分校	略	学校等の名称	略	唐津市立向島小学校	略	学校等の名称
略		伊万里市		略	唐津市立西川登小学校矢筈分校	伊万里市	
		伊万里市立滝野中学校				伊万里市立滝野中学校	